

国 官 会 第 1 2 1 1 号
国 地 契 第 3 4 号
平成 1 4 年 9 月 5 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国 官 会 第 1 9 1 3 2 号
国 官 技 第 2 7 3 号
国 営 計 第 1 2 9 号
国 営 整 第 1 5 5 号
国 北 予 第 1 4 号

各 地 方 整 備 局 長 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 長

建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに
契約の内容等に係る情報の公表について

国土交通省の発注に係る受注業者選定過程の透明性を図る観点から、建設コンサルタント業務等の発注にあたり、従前より「入札結果等の公表について」（平成 10 年 3 月 27 日 付 け 建 設 省 会 発 第 172 号、建 設 省 厚 契 発 第 21 号）及 び 「公 共 工 事 に 係 る 入 札 結 果 等 の 公 表 に つ い て」（平成 6 年 6 月 22 日 付 け 港 管 第 1368 号）に 従 い、入 札 結 果 等 の 公 表 を 実 施 し て き た と こ ろ で あ る が、入 札 及 び 契 約 の 過 程 並 び に 契 約 内 容 の 透 明 性 を よ り 一 層 向 上 さ せ る 観 点 か ら、別 紙 の と お り 公 表 を 行 う 手 続 を 定 め た の で、遺 憾 な き よ う 措 置 さ れ た い。

(別紙)

1 定義

- (1) この通達において、「競争参加資格」とは、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。）第34条第1項の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格及び同規則第36条第1項の規定により定める指名競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) この通達において、「有資格業者名簿」とは、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）第9又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。）第10条に規定する名簿をいう。
- (3) この通達において、「審議の概要」とは、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号。以下「入札監視委員会通達」という。）第4に規定する議事概要をいう。
- (4) この通達において、「指名停止措置」とは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）第1又は「港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号。）（以下「指名停止措置要領」という。）第1条に規定する指名停止措置をいう。
- (5) この通達において、「予定価格」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条に規定する書面に記載された価格をいう。
また、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (6) この通達において、「積算内訳」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種及び種別ごとの数量（建築関係建設コンサルタント業務の場合は、項目ごとの数量）、金額等を明示する資料をいう。
- (7) この通達において、「業務設計書」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料及びこれに付随する資料をいう（建築関係建設コンサルタント業務にあたっては、項目ごとの数量、金額等を明示する資料に限る。）。
- (8) この通達において、「一般競争参加資格」とは、規則第35条の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (9) この通達において、「苦情処理回答書面」とは、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号。以下「苦情処理通達」という。）記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。
- (10) この通達において、「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）2の規定により算出する調査基準価格をいう。
- (11) この通達において、「入札調書等」とは、「地方整備局会計事務取扱標準細則」（平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。）別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」（平成6年6月22日

付け港管第1368号) 別紙様式第 1 に規定する一般競争入札結果調書をいう。

- (12) この通達において、「成績評定点通知書」とは、「地方整備局委託業務等成績評定要領」の改正について」(平成14年 9 月 5 日付け国官技第142号)、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年 6 月28日付け国営建第49号) 又は「請負業務成績評定要領の制定について」(平成14年 3 月29日付け国港建第318) に規定する委託業務等成績評定点を記載した通知書をいう。

2 公表の対象

本通達における公表の対象は、選定要領第 1 の建設コンサルタント業務等並びに取扱要領第 1 条の測量調査及び建設コンサルタント業務等(以下「業務」という。)とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が100万円を超えないものを除く。

3 公表の内容、時期、方法及び期間

- I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、別表 I - (1) に掲げる事項及び別表 I - (2)、別表 I - (3)、別表 I - (4)又は別表 I - (5)に掲げる事項について、当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。
- II 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、別表 II - (1) に掲げる事項及び別表 II - (2)、別表 II - (3)、別表 II - (4)又は II - (5)に掲げる事項について、当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

附 則

- 1 本通達は、平成14年 9 月 5 日から施行する。
- 2 本通達による措置は、平成14年 9 月 5 日より前において、公募型競争入札、公募型プロポーザル、簡易公募型競争入札及び簡易公募型プロポーザルについては公示、標準プロポーザルについては選定、公募型及び簡易公募型競争入札以外の指名競争入札については指名通知、随意契約については見積書の徴取を行ったものについては、従前の例によるものとする。
- 3 有資格業者名簿(様式 1 - 1 及び 1 - 3) 及び有資格者索引名簿(様式 1 - 2) については、第 1 項の例にかかわらず、作成次第公表するものとし、それまでの間は、従前の例に従い閲覧用の有資格者名簿を公表するものとする。

附 則(令和 2 年 7 月17日国会契第 6 号、国官技第88号、国営整第61号)

この通知は、令和 2 年 7 月17日から適用する。ただし、3 I 及び 3 II 中、次に掲げる事項の公表については、関係機関との調整に期間を要する場合は、令和 3 年 3 月31日までを限度として、準備が整うまでの間、なお従前の例による。

- 一 3 I 中、(2) ⑤ロ)、(3) ⑦ロ) 及び (4) ②ロ)
- 二 3 II 中、(2) ⑤ロ)、(3) ⑦ロ) 及び (4) ②ロ)

附 則（令和 5 年12月27日付け国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号）（抄）

（建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表についての一部改正に伴う経過措置）

- 6 第22項の規定による改正後の「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年 9 月 5 日付け国官会第1211号、国地契第34号。以下「新業務情報公表通知」という。）別表Ⅰ－(1)並びに別表Ⅱ－(1)に掲げる公表方法については、令和 6 年 3 月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 7 新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥並びに別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥の規定の適用については、当分の間、新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上」とあるのは「ホームページ上」と、新業務情報公表通知別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P A S）上」とあるのは「ホームページ上」とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月31日までに指名通知、落札者決定、契約の締結その他の新業務情報公表通知別表に掲げる公表内容の公表事由が生じた場合における新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)からⅠ－(5)まで及び別表Ⅱ－(2)からⅡ－(5)までに掲げる公表方法については、なお従前の例によることができる。

別表Ⅰ－(1)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格業者名簿（様式１－１）			
		有資格業者索引名簿（様式１－２）			
		「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成６年11月14日付け建設省厚契第16号）	変更した場合には、変更後速やかに		
	③	選定要領第15（指名基準）			常時
「建設コンサルタント業務等請負契約に係					

	る指名基準の運用基準について」(平成6年12月21日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第266号) 各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1) 指名停止措置要領 「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号) 各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
④	「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)			
⑤	苦情処理通達			
⑥	入札監視委員会通達 「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)			
⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業(標準様式例2-1、標準様式例2-2) 入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに 当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
⑧	「地方整備局請負測量作業監督技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号) 「地方整備局請負測量作業検査技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号)	それを定めた後速やかに 変更した場合には、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時

		「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」（平成14年9月5日付け国官技発第142号）			
		「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」（平成14年9月5日付け国官技発第143号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」（平成14年6月28日付け国営建第49号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」（平成17年2月14日付け国営整第152号）			
⑨		指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う。	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
		指名停止措置期間（標準様式例3）			
		指名停止措置理由等（標準様式例3）			
⑩		「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）別添2（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
⑪		「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		

別表Ⅰ－(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2) ①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（PPI）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属
②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	する年度の翌年度まで
③	一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式2）			

④		予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PPI）上に公表
⑤	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上
	ロ）	業務設計書	契約の締結後速やかに	又は入札情報サービス（PPI）上に公表
⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表
	ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。）（標準様式例6）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上
	ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		又は入札情報サービス（PPI）上に公表
	ニ）	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ）	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ）	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）	契約金額の決定後速やかに	
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上
		総合評価落札方式を実施した場合における	落札者決定後速	又は入札情報

		落札理由（標準様式例 7）	やかに	サービス（PPI）上に公表	
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信		
		苦情処理回答書面	後速やかに		
⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 8－1）	契約の締結後速やかに		
		契約の相手方の住所（標準様式例 8－1）			
	ロ）	業務の名称（標準様式例 8－1）			
		業務の場所（標準様式例 8－1）			
		業種区分（標準様式例 8－1）			
		業務の概要（標準様式例 8－1）			
		履行期間（標準様式例 8－1）			
		契約金額（標準様式例 8－1）			
		⑪			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）					
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）					
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例 8－2）					
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）					
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）					
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）					
⑫	成績評定点通知書		成績評定点通知後速やかに	少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで	
⑬	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに			

別表 I－(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3) ①	業務の名称	指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の
	業務区分			
	業務の入札予定年月日			

			場合においてはそれを定めた後)速やかに	は入札情報サービス (P P I) 上に公表 それ以外の場合 は原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表	翌年度まで
②		指名業者名 (標準様式例 4-1)	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表	
		指名の理由 (標準様式例 4-2 又は 5-1)			
③	イ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名 (様式 3)			
	ロ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無 (様式 3)			
	ハ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由 (様式 3)			
④		予定価格 (税抜き)		入札情報サービス (P P I) 上に公表	
⑤	イ)	予定価格 (税抜き) の積算内訳	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表	
	ロ)	業務設計書			
⑥	イ)	調査基準価格 (税抜き)	落札者決定後速やかに	入札情報サービス (P P I) 上に公表	
	ロ)	低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要 (標準様式例 6)	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表	
	ハ)	低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ)	低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			

	ホ)	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ)	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに		
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信		
		苦情処理回答書面	後速やかに		
⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8-1）	契約の締結後速やかに		
		契約の相手方の住所（標準様式例8-1）			
	ロ)	業務の名称（標準様式例8-1）			
		業務の場所（標準様式例8-1）			
		業種区分（標準様式例8-1）			
		業務の概要（標準様式例8-1）			
		履行期間（標準様式例8-1）			
		契約金額（標準様式例8-1）			
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8-2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8-2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場			

		合の業種区分（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑫	成績評定点通知書	成績評定点通知 後速やかに		少なくとも、 成績評定点 を通知した 日の属する 年度の翌年 度まで
	⑬	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに		

別表 I－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） プロポーザルに付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4) ①	業務の名称 業務区分	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は入札情報サービス（P P I）上に公表 標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、 契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
②	選定業者名（標準様式例 4－1） 選定業者の選定理由（標準様式例 4－2、標準様式例 5－1 又は 5－2）	特定通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
③ イ)	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式 4）		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	

	ロ)	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）			
	ハ)	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）			
④		特定業者名及び特定理由（標準様式例９－１、９－２、９－３又は９－４）			
⑤	イ)	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）			
	ロ)	特定手続に係る特定の有無（様式５）			
	ハ)	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）			
⑥	イ)	業務の名称（標準様式例８－３） 業務概要（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（ＰＰＩ）上に公表	
	ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３） 契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３） 契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
	ハ)	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
	ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３） 契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
	ホ)	契約金額（標準様式例８－３）			
	ヘ)	予定価格（標準様式例８－３）			
	ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
	チ)	業務の場所（標準様式例８－３） 業種区分（標準様式例８－３） 履行期間（標準様式例８－３）			
⑦	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上	
	ロ)	業務設計書			
⑧		苦情処理申立て書面 苦情処理回答書面	回答書面の発信後速やかに	又は入札情報サービス（ＰＰＩ）上に公表	
⑨		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで

		合の契約金額（標準様式例８－２）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）		
	⑩	成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに	少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑪	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	

別表Ⅰ－(5)各地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5) ①	イ) 業務の名称（標準様式例８－３） 業務概要（標準様式例８－３） ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例８－３） 契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３） 契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３） ハ) 契約を締結した日（標準様式例８－３） ニ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３） 契約の相手方の住所（標準様式例８－３） ホ) 契約金額（標準様式例８－３） ヘ) 予定価格（標準様式例８－３） ト) 随意契約によることとした理由（標準様式例８－３） チ) 業務の場所（標準様式例８－３） 業種区分（標準様式例８－３） 履行期間（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（ＰＰＩ）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
②	イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ) 業務設計書		原則としてホームページ上	

③	苦情処理申立て書面	回答書面の発信	又は入札情報サービス（PPI）上に公表	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
	苦情処理回答書面	後速やかに		
④	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			
⑤	成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑥	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(1)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを限る。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格者名簿（様式１－３）			
		「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月１日付け港管第3722号）			
	③	取扱要領第18条（建設コンサルタント等の指名基準）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		常時
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）			
		指名停止措置要領			
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
	④	低入札事務手続通達			
	⑤	苦情処理通達			
⑥	入札監視委員会通達				

		「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)			
⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで	
	入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに			
⑧	「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」(平成8年4月1日付け港管第873号)	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時	
	「請負業務成績評定要領の制定について」(平成14年3月29日付け国港建第318号)	変更した場合には、変更後速やかに			
	「「請負業務成績評定基準」の制定について」(平成14年3月29日付け国港建第319号)				
⑨	指名停止措置の対象となった業者名(標準様式例3)	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う。	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで	
	指名停止措置期間(標準様式例3)				
	指名停止措置理由等(標準様式例3)				
⑩	「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国港総第425号)別添2(談合情報対応マニュアル)	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時	
⑪	「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年2月5日付け港管第195号)	変更した場合には、変更後速やかに			

別表Ⅱ-(2)各地方整備局(港湾空港関係事務に限る。) 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
----	------	------	------	------

(2)	①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	③	一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式2）			
	④	予定価格（税抜き）			
	⑤	イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳			
		ロ) 業務設計書	契約の締結後速やかに	ホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	⑥	イ) 調査基準価格（税抜き）			
		ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
		ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
		ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
		ヘ) 予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	⑦	入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）			
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において	契約の相手方の決定後速やかに		

		て、契約の相手方				
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定 後速やかに			
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上 又は入札情報サービス（PAS）上に公表		
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速 やかに			
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信			
		苦情処理回答書面	後速やかに			
⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8－1）	契約の締結後速 やかに			
		契約の相手方の住所（標準様式例8－1）				
	ロ）	業務の名称（標準様式例8－1）				
		業務の場所（標準様式例8－1）				
		業種区分（標準様式例8－1）				
		業務の概要（標準様式例8－1）				
		履行期間（標準様式例8－1）				
		契約金額（標準様式例8－1）				
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8－2）	契約の変更後速 やかに		少なくとも、 契約を変更した日の属する年度の翌年度まで	
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8－2）				
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8－2）				
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例8－2）				
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8－2）				
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例8－2）				
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例8－2）				
⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知 後速やかに		少なくとも、 成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで	
⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに			

別表Ⅱ－(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 指名競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①	業務の名称	指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後）速やかに	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合は入札情報サービス（PAS）上に公表 それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業務区分			
		業務の入札予定年月日			
	②	指名業者名（標準様式例４－１又は４－２）	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	指名の理由（標準様式例４－１又は４－２）				
	③	イ）公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名（様式３）			
		ロ）公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無（様式３）			
		ハ）公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由（様式３）			
	④	予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PAS）上に公表	
	⑤	イ）予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		ロ）業務設計書			
	⑥	イ）調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	

	ロ)	低入札事務手続通達第４に規定する調査の結果の概要（標準様式例６）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
	ハ)	低入札事務手続通達第７に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		
	ニ)	低入札事務手続通達第８に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ)	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ)	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表
		予決令第99条の２又は第99条の３の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の２又は第99条の３の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに	
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例７）	落札者決定後速やかに	
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに	
		苦情処理回答書面		
⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－１）	契約の締結後速やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例８－１）		
	ロ)	業務の名称（標準様式例８－１）		
		業務の場所（標準様式例８－１）		
		業種区分（標準様式例８－１）		
		業務の概要（標準様式例８－１）		

		履行期間（標準様式例８－１）			
		契約金額（標準様式例８－１）			
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			
⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） プロポーザルに付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4) ①	業務の名称	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は入札情報サービス（PAS）上に公表 標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
	業務区分			

				上に公表
②		選定業者名（標準様式例４－１）	特定通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
		選定業者の選定理由（標準様式例４－２、標準様式例５－１又は５－２）		
③	イ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式４）		
	ロ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）		
	ハ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）		
④		特定業者名及び特定理由（標準様式例９－１、９－２、９－３又は９－４）		
⑤	イ）	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）		
	ロ）	特定手続に係る特定の有無（様式５）		
	ハ）	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）		
⑥	イ）	業務の名称（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	
		業務概要（標準様式例８－３）		
	ロ）	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）		
		契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３）		
		契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）		
	ハ）	契約を締結した日（標準様式例８－３）		
	ニ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）		
		契約の相手方の住所（標準様式例８－３）		
	ホ）	契約金額（標準様式例８－３）		
	ヘ）	予定価格（標準様式例８－３）		
	ト）	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）		
	チ）	業務の場所（標準様式例８－３）		
		業種区分（標準様式例８－３）		
		履行期間（標準様式例８－３）		
⑦	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳		
	ロ）	業務設計書		

⑧	苦情処理申立て書面	回答書面の発信	少なくとも、 契約を変更 した日の属 する年度の 翌年度まで
	苦情処理回答書面	後速やかに	
⑨	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速 やかに	
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）		
⑩	成績評定点通知書	成績評定点通知 後速やかに	少なくとも、 成績評定点 を通知した 日の属する 年度の翌年 度まで
⑪	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに	

別表Ⅱ－(5)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5)	①	イ) 業務の名称（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業務概要（標準様式例８－３）			
	ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）			
		契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３）			
		契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
	ハ)	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
	ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
		契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
	ホ)	契約金額（標準様式例８－３）			
	ヘ)	予定価格（標準様式例８－３）			

	ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
	チ)	業務の場所（標準様式例８－３）			
		業種区分（標準様式例８－３）			
		履行期間（標準様式例８－３）			
②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上	
	ロ)	業務設計書		又は入札情報サービス（P	
③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信	又は入札情報サービス（P	
		苦情処理回答書面	後速やかに	A S）上に公表	
④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			
⑤		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑥		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		